

略史

又は金融に便利を與ふるものを、農業倉庫と云ふ。我國にはもご、米券倉庫と稱するものがあつて、大津、庄内等には三百余年以前から又熊本、廣島地方にも古くから流行して居たが、大正六年七月、米價調節と中小農業保護の目的を以て、農業倉庫法制定せられて今日に至つたのである。

經營

農業倉庫の經營は、非營利的にされるのが本旨であつて、産業組合、農會、市町村又は之に準ずるものに限つて許可されるのである。

業務

農業倉庫の業務は、所在地の經濟状態によつて、必ずしも同一でないが、大體次の諸項に區別されて居る。

1 保管

保管は農業倉庫業務中、最も重要なものであつて、保管物は、穀物、生乾藪等が、主なものである。而してその貯藏法は、混合貯藏法で、米について云へば、一、二、三等の等級に分ち、同種同級の物は、悉く混合貯藏するのが普通である。

2 證券發行

保管貨物に對しては、農業倉庫證券（倉荷證券）を發行し、その効力は普通倉庫のそれと同様である。

3 金融

農業倉庫證券を擔保として、資金の融通をなす。是れは、中小農家に取、最も便利な事である。

4 受託品の調製改造荷造

保管物の脱皮、俵裝の締め直し、一重俵を二重俵にする等。

其他

其他寄託物の共同販路の開拓、火災保險代理、肥料共同購入、品評會開設等の業務を兼ねる事もある。

農業倉庫の利益

農業倉庫利用者の受くる利益の主なものを擧ぐれば、次の通りである。

a 貯藏の安全

米穀と藪とを問はず、之が貯藏には、多大の費用と勞力を要し、個人の經營は困難であるが、農業倉庫は、組合員多數の力によつて、良く之を實行する事が出来る。

b 金融の便益

一個の農民として、農工、勸銀等を利用する事は至難であるが、農業倉庫は之が利用に特殊な便利を持ち従つて金融上に好都合である。

c 其他

其他、共同販賣、小作料の取立、生産品種改良等、種々なる利益を齎らすものである。

Cold Storage

意義

第四節 冷蔵倉庫

寒冷な温度を保つて、貨物を保管する倉庫の謂であるが、此の種の倉庫は、近時大都市殊に中央卸賣市場の發達に伴ひ、各地より輸送し來れる、鮮魚、肉類、野菜、鶏卵等を保管するために發達し、最近は冷凍魚殊に鮭鱒、數ノ子等の貯藏作業、頓に進歩し、殊に鹽藏數ノ子の如き、爲めに乾魚商をして、對策を講ぜしめるまでに、發達して居る狀況である。

第五節 其他の倉庫

其他の倉庫

其他、時代ご地方により、各種の特徴を備へた倉庫即ち、浮動、器具、棉花、羊毛等の保管倉庫が建設され、各々經濟界の重要任務を果して居る。

Exchange

取引所の意義

第四編 取引所

第一章 取引所

第一節 意義、取引物件、種類

將來起る可き市價の變動による差額を利得する事を目的とし、必ずしも賣買物件の受渡を目的とせざる取引を投機取引と云ひ、貨物の需要と供給とが自由に行はれ、同種同品質の貨物の市價が自然に均一せんとする地域を市場と云ふ。取引所とは一定の資格者が一定の時と、一定の所に於て、一定の方法により、一定物件につき投機取引をなす事を本質とする市場である。

取引所に於ける取引は殆ど先物取引である故に、其の取扱物件も次に列擧する様な性質を具備して居なければならぬ。

一、代替性を有すること。換言すれば見本又は銘柄によつて物件の品質を表示して間違ひなく取引し得る事を必要とする。例へば新東十株、

代替性

取引物件

供給の大量性

価格の變動性

耐久性

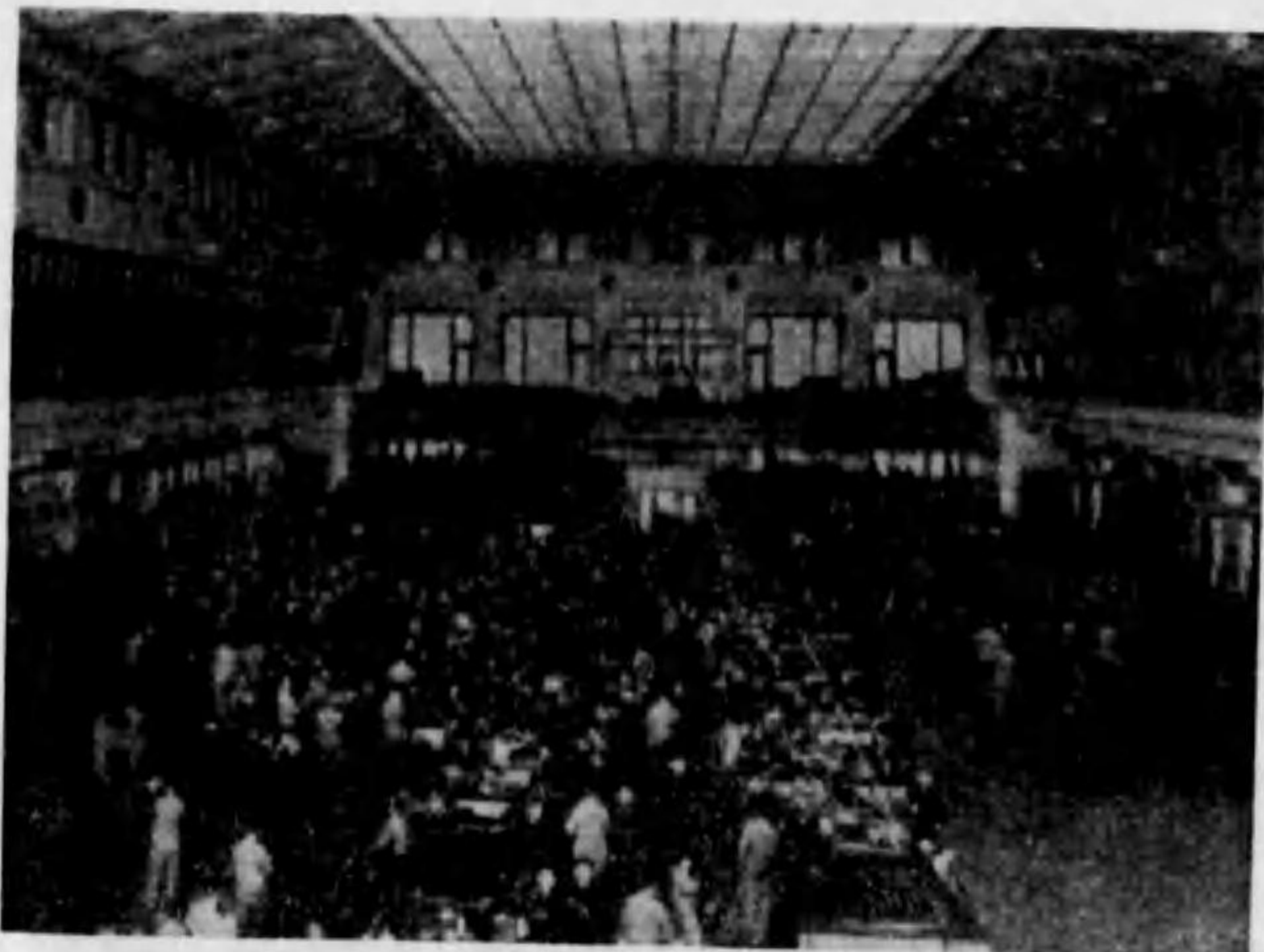
旭川四等米百石といふ様に現物を見なくても、唯銘柄の稱呼によつて、間違ひなく受渡出来ることを必要とする。併し假令その代替性が不十分であつても、格付によつて、代替性を補ひ得るものであれば差支はない。

二、大量に存在すること。その物件に對する需要供給が大量的でなければ連日、多數者が集合して競争賣買を行ふの組織に適さないからである。

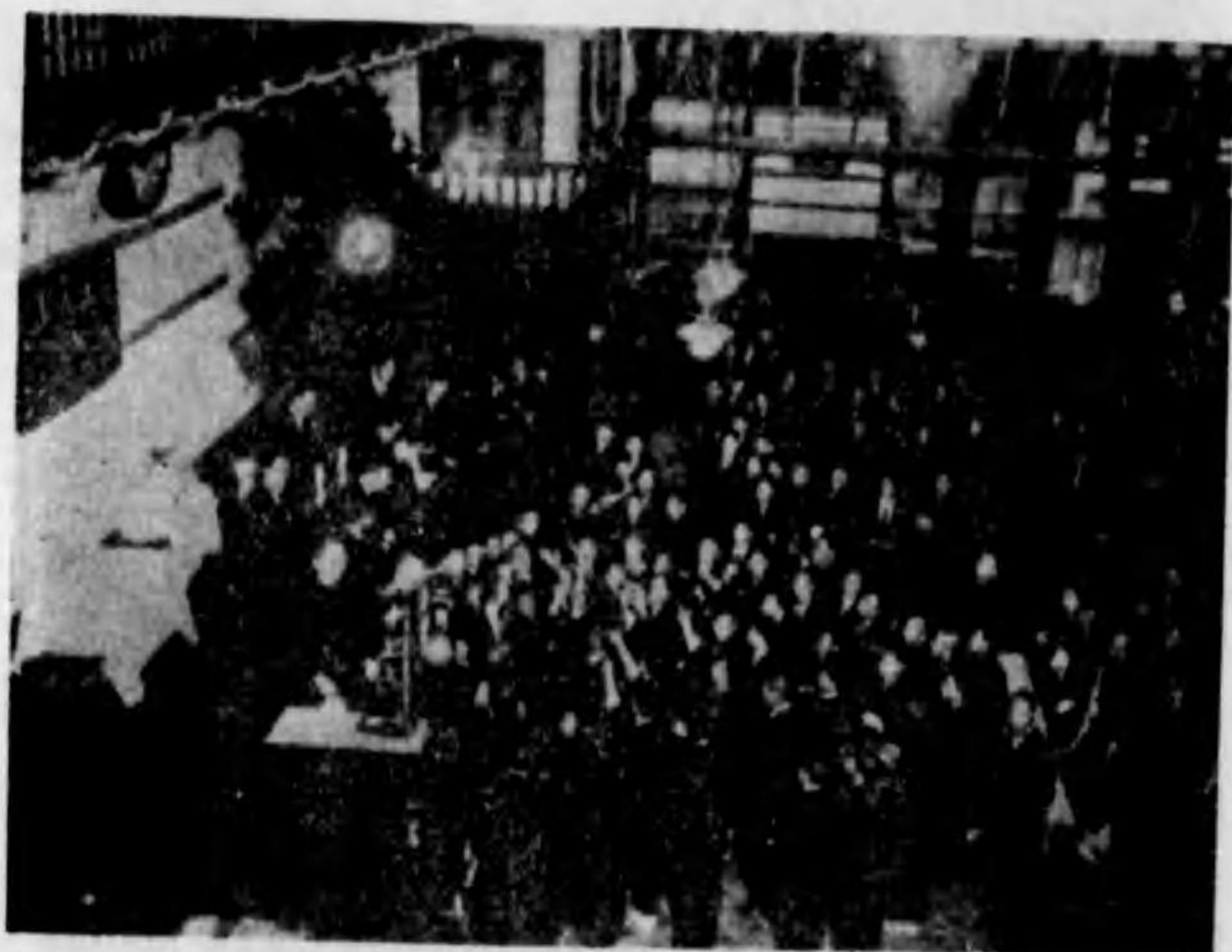
三、その物件の價格が相當の變動性を有すること。何んとなれば價格の變動の少ない商品については、競争賣買を行ふ必要がないからである。従て獨占品若しくは專賣品は取引所取引の物件とはなり得ない。

四、耐久性又は貯藏性を有すること。肉類、魚類等は耐久性がなく先物取引として長期間を経た後の受渡が不可能であるからである。

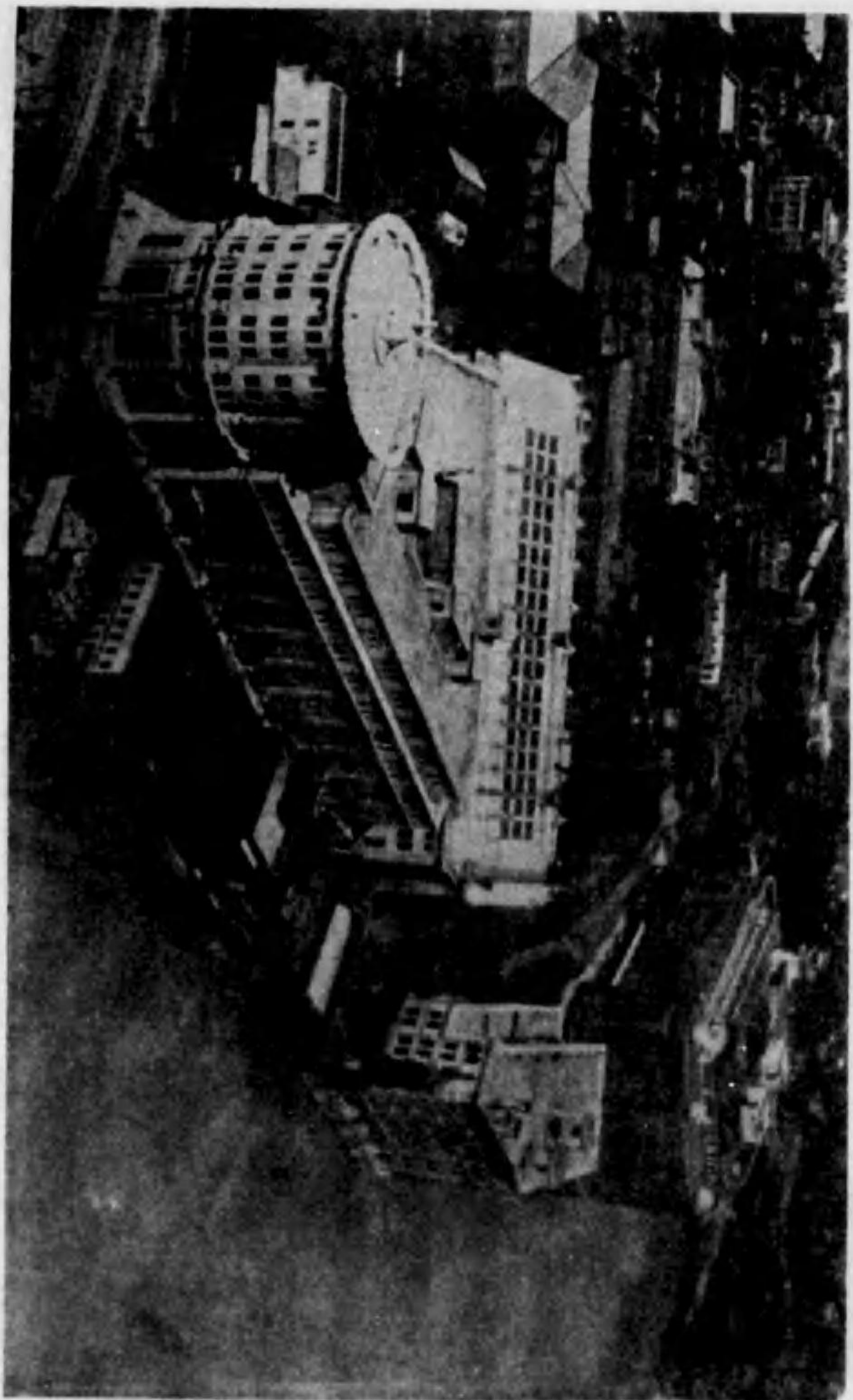
これらの要件に照らし合せて見ると、一般に加工製造品は取引物件と成り難く、主として原料品、穀物、有價證券の如きものがよく目的に適合する。今日我國取引所に於て取引せられる主なる物件は米、生絲、棉花、棉絲、砂糖、大豆粕等で小樽取引所では米、雜穀、馬鈴薯澱粉、鯨肥料及鰯粕を取引して居る。



東京株式取引所立會の光景



大阪米穀取引所新立會の光景



東京株式取引所外観

取引所の種類

取引所は其の取引物件の種類によつて次の二つに大別される。

一、証券取引所 Stock Exchange 株式、公債、社債等の有價証券を取引するものであつて我國では主として株式の取引が行はれる所から、普通に株式取引所と呼んで居る。

二、物産取引所 Produce Exchange 米、雜穀、生絲、棉花、綿絲、砂糖、金、銀等の物産を取扱ふもので我國ではこれを商品取引所と呼んで居る。

併し有價証券と物産を同一取引所に於て、賣買しても差支へない。例へば神戸取引所が米、生絲、有價証券を賣買し、横濱取引所が生絲、有價証券を賣買するが如きである。

第二節 取引所の組織

我國に於ける取引所の組織には會員組織及株式會社組織の二種類がある。

其の市場に於て直接賣買取引をするに者よつて組織せられ會員の據金

一、會員組織

を以て設備を備へ、徴収した賣買手数料で經營の實費を支辨し、その剰餘は留保して積立金とし、他日會員に違約者を生じた場合の共同擔保資金とし以て合理的且自治的に經營するを本質とする形態である。

會員組織の取引所は現在全國に六ヶ所あり、我が小樽取引所も其の一つである。

二、株式會社組織

株式會社組織の會員組織化

株式組織は一の營利會社が自己の資本を以て市場の設備をなし、これを顧客たる取引員に提供して賣買取引を行はしめ、その報酬として取引員より手数料を徴収して、利益を擧げるところを目的とするものである。従つて會社の利益と取引員の利益は必ずしも一致しない。其處に經營上の弱點がある。近年株式會社組織より會員組織へ經營形態を變更し、取引員組合が共同擔保業を行ふが如き、或は取引員が取引所の株を或程度まで所有すべき事を定款で規定するが如きは、何れも此の弱點を裏書すると同時に會員組織化を示すものであり、最近は政府の會員組織化への指導も頓に積極的となつて來た。尙我國内地に於ける株式會社組織取引所は現在其の數二十九である。

會員及取引員

第三節 會員及取引員

取引所に於ては大量の先物取引が簡單、敏速、公正且確實に行はれることを必要とするから、その取引に當るものは特殊な熟練と大なる信用を有するものでなければならぬ。これが爲に法律は取引所に於て取引をなす者を會員組織の取引所にあつてはその會員(Members)に株式取引所にあつてはその所屬取引員(Exchange Brokers)に限定し、而もその會員又は取引員たるには一定の資格を有し、且つ身元保證金を取引所に納付すべく更に取引員については、商工大臣の免許を受ける事を要する旨を規定して居る。また同様の理由により取引所は通常定款を以て會員若しくは取引員たるに必要な條件を定めその員數を制限して居る。

會員又は取引員に限るといへば之等の者が自身で市場に出で所謂「手振リ」を必要なく一定使用人を市場代理人として實際の賣買取引をなさしめ得る事は勿論である。

市場を一つより持たぬ取引所に於ては、會員若しくは、取引員に特殊な名稱を使用する必要はないが、數個の市場を有する場合は、市場毎に特殊な名稱を用ひるのが常である。例へば、株式取引所に於ては一般

會員若しくは取引員の名稱

市場代理人

取引員(主に長期清算取引を営み更に短期清算取引を兼営するもの) 短期取引員(主に短期清算取引を営み更に) 實物取引員(引、實物取引、國債取引を兼営するもの) 國債取引員(國債取引を専業とするもの) の四種類を設け小樽取引所に於ては、一般會員(格付清算取引と銘柄別清算取引とを兼営するもの) 及特別會員(銘柄別清算取引のみを兼営するもの) の二種を設けて居るが如きである。

前述の身元保證金の額は取引所命令の定むる最低額以上に於て各取引所の定款を以て定むるもので、東株に於ては一般取引員十五万円、短期取引員十万円、實物取引員及國債取引員各三万円、小樽取引所では一般會員一万円、特別會員三千円と定めて居る。

會員及取引員の實
買取引上の責任

取引所に於て取引をなす者は、その會員または取引員に限られるのであるから一般の者が取引するには之等の者に委託するより外はない。従つて會員または取引員は取引所に於て自己の計算で賣買することもあれば、また委託者の計算によつて賣買することもある。何れの場合にも會員又は取引員は取引所に對し一切の責任を負はねばならぬ。

會員又は取引員が委託を受けて、取引所で賣買するは自己の名に於て委託者の爲になすものであるから、其の性質は問屋と同様である。従つ

會員又は取引員と
委託者の關係

て會員又は取引員と委託者との關係は商法上の問屋對委託者の關係である。しかし會員又は取引員は、その委託註文を執行せず、自分が委託者の賣註文に對して買向ひ、買註文に對して賣向ふことは吞行爲として禁止されて居り、商法上の問屋營業の如く介入權を認められてゐない。

委託の方法には指値註文と成行註文がある。指値註文とは普通は二十圓以上賣又は二十圓以下買といったやうな場合である。成行註文とは値段の選定を會員又は取引員に一任するものである。而して何れの方法にもこれを執行すべき場節又は期間を限定するもの、然らざるものがある。

會員組織の取引所は、會員の團體であるから取引所を離れて會員の團體を作る必要はない。然るに株式會社組織取引所に於ては取引所と取引員とは別個の存在であるから、共同の利益を計り地位を向上するために取引員士の組合がある。之を取引員組合と云ひ、その營業部類を數個に分つ取引所に在つては、その營業部類毎に組合を組織するを常とする。例へば東株に在つては、一般取引員組合、短期取引員組合、實物取引員組合及

取引員組合

委託方法

指値註文

成行註文

國債取引員組合の四あり、東米に在つては第一部取引員組合、第二部取引員組合及正米部取引組合の三あるが如くである。取引員組合中には多額の資産を有して賣買の共同擔保短期取引の代行業務を行ふ者があつて、株式組織取引所の會員組織化に力を添へて居ることは前述の通である。

第二章 取引所に於ける取引

第一節 取引所取引の種類

第一款 總 說

我國に於て行はれる取引所取引をその取引方法によつて分ければ、實物取引と清算取引の二種となる。

實物取引とは普通の賣買取引と同じく履行期日に必ずその目的物の受渡をなすものであつて、差金の授受による決済は絶対になし得ない取引である。

是に反して清算取引とは、その履行期日前に轉賣又は買戻を行ひ差金授受による決済をなし得るものである。

實物取引

清算取引

又取引物件によつて、取引所取引を分類するに次の如くなる。

- A 株式
 - 1 長期清算取引
 - 2 短期清算取引
 - 3 實物取引
- B 公社債
 - 1 長期清算取引 (株式と)
 - 2 實物取引 (大体同様)
- C 物産
 - 1 格付清算取引
 - 2 銘柄別清算取引
 - 3 實物取引

第二款 清算取引

A 株式の清算取引

履行期限の長期なるものを云ひ、最長三ヶ月であつて、株式取引所の代表的取引である。

専ら株式について認められ七日以内の期限を以て履行期とする。然し受渡其他の決済は賣買成立の日より一ヶ月以内これを繰延べることが出来る。

短期清算取引に於ては、受渡を希望する者と繰延を希望するものとが生ずる。然し毎日受渡時間集る賣主の繰延数量と、買主のそれとは一致するといふ事は殆ど絶無である。其の差違を調節して賣主、買主双方に満足と與へる機關を代行機關と云ひ、東株では短期取引員たる東株代行業社が之に當つて居る。繰延には繰延料(繰延日歩とも云ふ)の授受が伴ふ、買方の繰延希望玉数が賣方の繰延希望玉数より多いときは、全買主の保有者から、全賣主の所有者にその玉数に比例して繰延料を支拂ふ。これが普通の場合で順日歩又は單に

代行機關

繰延料

1 長期清算取引

2 短期清算取引

格付清算取引米格付表

(昭和九年三月發會五月期ヨリ
昭和十年一月期マデノ受渡ニ適用)

標準米昭和八年産
東旭川四等米

農産物検査支所別	北海米道之部				検査支所又ハ派出所名
	旭川		瀧川		
	一區	二區	一區	二區	
旭川支所	七〇上	五〇上	三〇上	本位	神居、神樂、永山、東旭川、東川、當麻、比布、愛別
瀧川支所	四〇上	二〇上	同格	三〇下	上川、鷹栖、東鷹栖、江丹別、美瑛、上富良野、中富良野、富良野、瀧川、深川、妹背牛、雨龍、新十津川、芦別、赤平、砂川、納内、音江、一己、多度志、秩父別、沼田、北龍、江部乙羽幌
岩見澤支所	一〇上	一〇下	三〇下	六〇下	月形、北村、美唄、岩見澤、角田、由仁、長沼、栗澤
名寄支所	二〇上	同格	二〇下	五〇下	下川、名寄、多寄、士別、上士別、美深、札幌、琴似、白石、厚別、江別、當別、千歲、新篠津、廣島、篠路
管内検査支所	一〇上	一〇下	三〇下	六〇下	

附則

- 一、本表ニ掲ゲタル北海道米ハ昭和九年五月期ヨリ格付表ヨリ各等二十錢ヲ格下シ以下毎月翌年一月期マデ二十錢ヅツ累加格下ス
- 二、本表ニ掲ゲタル北海道米ニシテ昭和七年産ノモノハ格付表ヨリ各等二十錢ヲ格下シテ昭和九年五月期ヨリ同年九月期マデノ受渡ニ用フ
- 三、昭和七年産米ハ前項ノ格下ヲ爲シタル外ニ五月期ハ二十錢、六月期ハ四十錢、七月期ハ六十錢、八月期ハ八十錢、九月期ハ一圓ヲ格下ス
- 四、受渡米ハ既定格米ト未定格米トヲ問ハズ五等級マデノモノニ限り且左ノ格下範圍マデノモノニ限ル
 - (イ) 昭和八年産米ハ一石ニ付 〔北海道米ハ平均二圓六十錢マデ 内地米及朝鮮米ハ平均二圓マデ〕
 - (ロ) 昭和七年産米ハ一石ニ付 〔北海道米ハ平均二圓五十錢マデ 内地米ハ平均二圓四十錢マデ〕
- 五、受渡米ハ既定格米ト未定格米トヲ問ハズ左ノ區別ニヨリ樹立ヲ爲ス
 - (イ) 昭和八年産米 〔内地米ハ八月期ヨリ翌年一月期マデ 北海道米ハ八月期、九月期、十月期〕
 - (ロ) 昭和七年産米 〔内地米ハ八月期ヨリ九月期マデ 北海道米ハ八月期、九月期〕
- 六、北海道米ノ受渡ニ付テハ既定格米ト未定格米トヲ問ハズ左ノ制限ニヨル
 - 五月期ヨリ九月期マデハ受渡當月ノ十日以降ニ農産物検査所ノ検査ヲ受ケタルヲ要シ十月期ヨリ翌年一月期マデハ十月以降ニ検査ヲ受ケタルモノニ限ル
- 七、昭和九年産米ハ内地米ニアリテハ昭和九年九月期ヨリ北海道米ニアリテハ十月期ヨリ翌年一月期マデ本表ノ格付ヲ以テ受渡ニ用フ
- 八、朝鮮米ノ受渡ハ昭和八年産米ニ限り且(ホ)、(ニ)、(七)ノ記號ノモノニシテ四等級以上ノモノニ限ル
- 九、本表ハ昭和九年四月中ニ變更シ五月發會新甫七月期ヨリ適用スルコトアルベシ

昭和九年二月

會員組織 小樽取引所

め、受渡期日には標準品以外の代用品をも用ひ得る取引を云ふ。而して別に格付表を制定し格差を決定する。株式の長期清算取引と同様、履行期限が長く、我國に於ては、米、麥、大豆、小豆、鍊肥料については三ヶ月、大豆粕については五ヶ月、蠶絲、青豌豆、鶉豆、馬鈴薯澱粉、砂糖又は肥料（鍊肥料を除く）については六ヶ月、棉花、綿絲、綿布に就ては十二ヶ月以内である。これらの商品に關しては、長期の先物取引は、その生産並びに運送に長時日を要する關係からその間に生ずる價格の變動に基く不利益を避ける爲に必要である。

格付清算取引が差金決済を主とし、受渡は極少量についてのみ行はれるに反し、銘柄別清算取引は實物取引を本位とし、受渡日以前の差金決済は許されないものである。賣買約定は銘柄又は等級によつてなし、代用品を以て受渡することは出来るが、其の範圍は格付清算取引に比し極めて狭い。又買占等の相場操縦を防ぐ爲、賣買數量及値段に制限を加へる。

賣買取引の履行期日を限月限日と云ふ。

米穀及び株式の如く履行期限を三階段に分つものにあつては期限の近いものから順次に當限、中限、先限と稱し、四月以上には連るものにあつては逐月により十月限、十一月限等の如く稱する。

段値來出算清期長式株京東

(日 廿)		中不來出は株き無載揚表本		は合保○		は安▲		は高△		(幾十位單)	
南洋	新細敷會	人帝新細人帝	新細人帝	新細人帝	新細人帝	新細人帝	新細人帝	新細人帝	新細人帝	新細人帝	新細人帝
...

東京綿糸清算 (十錢位)		小樽期米出米値		大阪砂糖 (單位錢)		横濱生糸 (單位圓)	
前場	後場	前場	後場	前場	後場	前場	後場
...

第二節 取引所取引の方法

取引所は毎日一定の時刻に市場を開き、會員または取引員はその市場に會合して取引を行ふ。これを立會と云ふ。而して午前の立會を前場、午後の立會を後場と云ひ、各場は更に若干の節に區分せられ、最初の節を寄附、最後の節を大引、其の中間の節を寄止、中寄、中引等の名稱を以て呼び、節といふ文字を用ひない場合もある。

小樽取引所格付清算取引立會時間 (9年7月2日現在)

米穀	前場	後場
寄附	1時20分...一節	1時30分...一節
10. 00	二夕	2. 05 ...二夕
10. 40	三夕	2. 30 ...三夕
11. 10	四夕	2. 50 ...四夕
大引 11. 45	五夕	3. 15 ...五夕
練肥料		
雜穀	9. 30...一節	1. 10 ...一節
澱粉	11. 30...二節	3. 00 ...二節

取引所に於て取引せられる物件については、其の數量の基準(賣買單位)が定められて居る。その一單位を一枚と云ひ、賣買はその單位若し

くは、その整数倍を以てなされ、一枚以下の取引は許されない。清算取引に於ける、賣買單位は、大量取引を容易ならしむるに共に、薄資者の投機取引を防ぐ爲、株式—十株、米—百石の如く、大量に定められて居る。

呼値

取引所の相場は、取引物件の一定量に對し建てられる。即ち、米は一石に對し、株券は一株に對し公社債は額面百圓若くは、最少額面に對して建てられる、これを呼値と云ふ。尙公社債に於ては特に、未計算利子は呼値より控除せられるのが普通であるが、此の場合の呼値を裸相場と云ふ。

取引所取引方法

取引所に於て行はれる取引の方法は、普通相對賣買、糶糶賣買、入札賣買、競賣買の四種である。

相對取引

相對賣買とは賣買當事者が互に相手方を求め、相互の協議によつて賣買契約を約定するものであつて主に實物取引及商品の銘柄別清算取引に用ひられる、糶糶賣買とは一人の賣手又は買手と二人以上の買手または賣手との間に行はれる賣買の方法であつて、此の方法に於ては取引物件

糶糶賣買

の種類、個數及受渡期日を揭示し、一定の時刻に賣買者をして、口頭を以て糶糶の形式によつて價格を呼ばしめ、糶買の場合は買手が多數であつて、最高價格を附したるものを買手とし糶買の場合は賣手が多數であつて、最低價格を附したるものを賣手とする。

入札賣買

入札賣買は入札の方法による糶糶賣買であるがこの方法に在つては、高値も、安値も、同時に入札に依つて申出で、最高買値、最低賣値を優先せしめて、落札者を決定するのである。取引所に於ける賣買取引締結の方法としては、違約處分の方法として、用ひられることあるに過ぎない。

競賣買

競賣買とは、二人以上の賣主と買主が、相互の間で値段を競争する方法であつて、各相手方を選ぶことなく、取引所を直接の相手方として、一團と一團との關係に於て、賣買が有効に成立することを、その特色とする。

種類

競賣買は清算取引にのみ用ひられ、取引所特有の賣買取引締結の方法である。競賣買には甲、複數値段に依る方法と、乙、單一値段による方法

甲 複数約定値段による方法

乙 単一値段による方法

バイカイ

取引所に於ける取引
 がある。前者は「ザラバ」或は「歩み」ともいひ一定の時間繼續的に
 賣買せられ、相對的に値段の合致する毎に、一組宛賣買が成立するもの
 である。後者は我國で最も廣く用ひられる方法で取引所によつて多少異
 なるも、小樽取引所の方法を説明すれば(一)假約定値段により賣及買
 の數量を發聲又は手振によつて申出させて假約手合を爲さしめ(二)假
 約手合に参加した全會員に異議なく取引所も適當と認むる唯一の値段を
 決定し全部の假手合を一團として同時に賣買を成立せしめる。賣買決定
 の際は撃拆を叩くを通常とする。若し此の約定値段に異議ある時は撃拆
 前に反對の賣買をして約定關係より脱退することが出来る。
 競合中に於て同一會員の賣假手合と買假手合は同一數量につき抹消さ
 れる。従つて會員又は取引員が賣と買との委託を同時に受けて居る様な
 場合には賣と買との兩玉を立會終了前若しくは後に於て取引所に届出ね
 ばならない、是をバイカイといふ。

説明



(1) 最初二二圓の假約定値段にて㊟と㊟に二〇枚の假約定が出来た (2) 次には二二圓一〇錢にて㊟と㊟との間に二〇枚出来た㊟は此れ以上の値段になつたら買ふのは不服であるから、賣を申出て買約定を取消し度いと思つて居る。
 (3) 値段は更に強く㊟は㊟に賣つて賣買關係より脱退する、㊟は㊟から一〇枚買つたがもう少し買ふ必要があり命との間に二〇枚の約定成立、(4) 二二圓三〇錢にて㊟と㊟との間に二〇枚の約定成立、然るに最早異議あるものなく數量も一致して居るので此の手合せ二二圓三〇錢にて成立する、㊟は賣と買とに同一數量の約定があるが「バイカイ」を附けたので相殺されずに残る。

第三節 未決済賣買取引の整理

一旦成立した賣買取引でまだ決済されずにそのまゝ取引所に繋續してあるものを建玉または單に玉といひ、これに對して決済されたものを落玉といふ。玉の整理については特殊の方法が行はれて居る。即ち取引所は、賣買の約定が成立する毎に、賣買當事者の氏名、物件の種類、枚數、期限、及び賣買値段を迅速に場帳に記入して賣買成立の證とする。然るに取引所の立會は一日に數回行はれ、その度毎に賣買の約定が成立するものであるから一日を通ずるときは、各別の約定値段が多數に生ずる。その各々の値段に基づいて諸證據金や賣買手数料を徴收することすれば、あまりに錯雜且不便であるから、賣買當日の相場と後場、又は前日の相場と當日の相場を以て計算區域とし、その間に成立した諸約定値段を只一の値段に引直して、記録し、この値段と實際約定した値段との差額は別計算とする方法が行はれて居る。この値段を帳入値段といふ。

帳入値段制定法は更に複數帳入値段制と單數帳入値段制とに分れる。複數帳入値段制とは或る計算區域帳入値段を受渡日まで繰越すもので毎計算區域毎に一々異つた帳入値段を生ずるのでかく云ひ、單數帳入値段制とは計算

建玉
落玉

計算區域
帳入値段

複數帳入値段制
單數帳入値段制

區域毎に古い帳入値段（此の場合は清算値段といふが普通）は新しい帳入値段に引直され何時も帳入値段が一つよりないのでかく云ふ。但我國では一旦定めた帳入値段は其後の所定値段と一定の差を生じた時、始めて改定せられる。小樽取引所の方法は之である。

例

小樽取引所の格付清算取引に於ては計算區域は通常前日の後場及當日の相場であつて、清算値段は計算區域の最終約定値段について十錢位（醃肥料は十圓位）未滿を四捨五入して制定する。而して米石建のものを例にとれば、其の後の相場の最終約定値段が一圓或は（後場の最終約定値段が二圓）以上從來の清算値段より高いか又は低くければそれが新しい清算値段となる。

今從來の清算値段二二圓四〇錢とし本日の前場最終約定値段二三圓四六錢とすれば二三圓五〇錢が新しい清算値段である。

然るに相場に於て

甲が第一節に十枚（千石）を二〇〇〇〇圓で買ひ乙が第三節で十枚を二〇〇〇〇圓で賣つたとすれば、甲は此の清算値段が受渡日まで續けば三五〇圓多く拂はねばならぬから今三五〇圓を取引所から受取り乙は反對に三五〇圓を取引所に支拂ふ。

等四節 賣買證據金及委託證據金

取引所が取引員又は會員より賣買履行の擔保として賣買毎に徴収する保證金を賣買證據金といふ。

賣買證據金は賣買取引の履行を確保すること共に市場統制の役割をも演ずる。即ち取引不振の際は證據金を引下げて賣買を奨励し好景氣のため人氣が熱狂し相場が暴騰する時には證據金を引上げて警告を發し、違約

意義
機能

を未然に防ご共ニ賣買を堅實ならしめ、相場の公正を期するところが出
來るのである。商工大臣も取引所に對し賣買證據金の徴收を命ずること
を得るがその理由は主として此處にある。

賣買證據金には本證據金、追證據金、増證據金、豫納證據金、並びに
割増證據金の五種がある。

種類

一、本證據金

一、本證又は本數とも云ひ、新規の賣買に對し、其の約定成立のとき賣買双方より徴收
するもの。本證は一計算區域の最後に残つた建玉の數に應じて計算せられ其の率は
業務規定に於て最高額を帳入値段の幾何と定め置き隨時決定又は變更するもので建
玉についてその翌日又は翌々日徴收するものである。小樽取引所に於ける實際は格
付清算取引は、帳入値段の五〇%銘柄別清算取引は二〇%以内に定められ翌日正午
までに、納入することになつて居る。

二、追證據金

二、追證又は追數とも云ひ約定後の相場に變動があつて帳入値段との差が本證の半額以
上になつた場合に不利となつた方より、徴收し其の後も相場の變動につれて、或は
更に差入れしめ、或はこれを返却するものである。そしてその額は普通本證の半額
である。

例へば帳入値段百圓其の本證五圓とし値段が百二圓に上つた時には追數は要らない
が百三圓となれば賣方より二圓五拾錢（五圓の半額）を差入れしめ、又それ以上値
段が騰貴し百五圓以上に達すると更に追數二圓五拾錢を徴收する。

三、増證據金

定時増證

臨時増證

四、豫納證據金

五、割増證據金

委託證據金

但短期清算取引及各會員組織取引所の賣買取引等に就ては追證徴收の必要が起らな
い。

三、増證又は増數とも云ひこれに定時増證と臨時増證とがあつて、定時増證は商品殊に
米の取引所に於て物件の受渡を特に確保する爲定時徴收するものであり、臨時増證
は非常事變のため相場の激變、受渡危険が認められる場合現存建玉、または新規の
賣買に對し徴收するものである。

四、相場に著しい變動ありと認められた場合、一時に巨額の新規賣買をなさしめることは危
険であると認められた場合又は既に巨額の建玉を有するものにして更に新規賣買をなさ
しめることは危険であると認められた場合に於てその新規賣買の本證據金を賣買前豫め
徴收するものである。

五、各限月を通算して賣買高を相殺した残高が一定量を超過したものに對し其の超過高
に對して徴收するものである。

以上の賣買證據金の外に委託證據金なるものがある、是は會員又は取
引員が取引所に於ける賣買取引の委託契約により委託者に對して生ずる
ところある可き債權を擔保する爲に委託者から差入れしめるものである。
従つて委託者が受渡物件又は代金を提供せず、賣買差損金、委託手数料、
諸立替金等の支拂を爲さざる時は、會員又は取引員はこの證據金を處分
して辨済を受けるものである。委託證據金は法令に何等規定がないので

會員間の申合せ、又は取引員組合の決議によつて定率を定むるを通常とするが委託者の信用如何によつては手加減を加ふる事多く一定のものでない。種類については賣買證據金と同様である。

第五節 清算及受渡

取引所に於ける賣買取引は取引所業務規定の定むる所に従つて清算又は受渡によつて決済せられる。

清算の意義

清算の機能

清算とは賣買差金を授受して賣買取引の決済をなすことを云ふ。取引所が價格調節の機關として商品の生産、配給の標準價格を示し、また掛繋取引の機會を與へることによつて損失を免れしめる作用を営み得るのは、取引所取引にこの清算なる特殊の決済方法が行はれ、これによつて賣買者はよく取引物件の現物關係より離脱し、自由活潑に取引し得るからである。

清算の方法

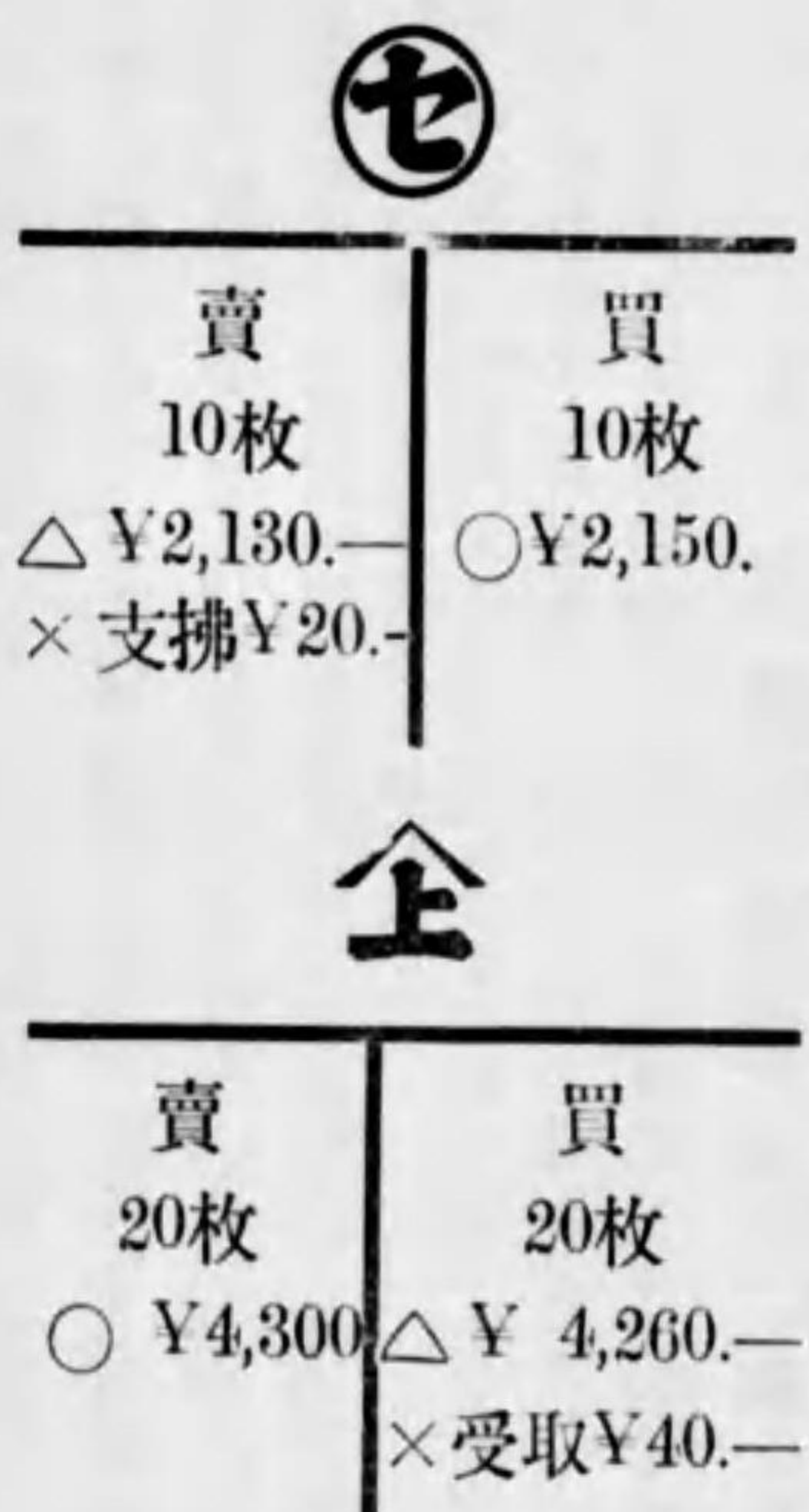
清算の方法は轉賣買戻によるが之に 1 普通の轉賣買戻によるもの 2 特別の方法たる、解合及肩代りの二種類がある。

轉賣買戻

取引所に於て賣買したる者は期限前に同物件又は銘柄を同數量同期日で反對賣買—賣つた者が買ひ、買つた者が賣る—をなし賣買差金を取引所との間に授受して自分だけの賣買關係を終了し、期日到來前に無責任の地位に立つことが出来る。この反對賣買に於ける賣を轉賣又は賣埋と云ひ、買を買戻又は買埋と云ふ。而して轉賣又は買戻によつて決済することを總稱して「手任舞ひ」といふ。

例

次圖に於て△印を従来よりの建玉○印を今新に行なつた轉賣買戻とすれば×印の金額のみを授受すればよい。



轉賣買戻による整理法

- a 指定落
- b 利益落
- c 小口落

單數帳入値段によるときは建玉が同一値段で計算されて居るから問題はないが、然らざる場合取引所が轉賣買戻によつて賣買を整理する方法は A 指定落 B 利益落 C 小口落の三に分れる。

- a 指定落とは賣買者の指定する建玉を帳簿より抹消する方法であつて、最も合理的であるが煩雜なる爲あまり行はれない。
- b 利益落とは會員又は取引員に最も有利な建玉より抹消する方法であつて、東株に於てこれを採用して居る。
- c 小口落とは立會順序の古いものから抹消する方法であつて大株、堂島で行はれて居る。

轉賣買戻相殺の圖

月 日	摘 要	買玉枚數	月 日	摘 要	賣玉枚數
2 3		100	2 10	(1) ¥810,000.—	200
5		150	15	(3)	300
6		200	20	(2)	250
7	¥825,000.—	300			
9		400			
10	¥816,000.—	800			
19		250			

説明

- 1、指定落 二月十日二〇〇枚賣りたる時二月六日の二〇〇枚と相殺して落す事を指定す
- 2、利益落 二月十五日三〇〇枚賣りたる時相殺す可き同額は二月七日及二月十日にあり。然るに二月十日分三〇〇枚を落せば六千圓を支拂ふを要し
二月七日分三〇〇枚を落せば一万五千圓を要す。
とすれば二月十日の分と相殺する方有利なり。故に是を落す
- 3、小口落 二月二〇日に二百五十枚賣りたる時古き分より(三日の一〇〇枚、五日の一五〇枚)落す。

解合とは不時の事變其他買占賣崩等で相場が急變しその時の相場で轉賣買戻をすれば多額の損失を生じ決濟不能に陥るやうな場合に、多數の賣買者が合議の上、適當な値段を定め、此の値段によつて轉賣買戻を行つて決濟することを云ふ。この値段を解合値段又は俸値と云ふ。解合には、一部の當事者間に行はれる一部解合と、全部の當事者間に行はれる總解合とがある。

肩代りとは賣買者が思惑による取引をなし相場が甚しく自己に不利益に變動し、而も資力續かず持ち切れない時に、他の資力ある會員又は取引員に頼んでその建玉をそのまゝ引受けて貰ふ事を云ふ。この場合依頼者は市場で既に成立した値段で轉賣買戻をなし、自己の建玉を決濟し、

解合

肩代り

引受けた者がその轉賣買戻の相手方となつて新規建玉を建てる形式を採る。かゝる場合には依頼者は引受者に取引所外で相當の代償を支拂ふを常とする。

受渡

受渡とは賣主が現物を引き渡し、買主が之に對して代金を支拂ふ事を云ふ。清算取引にあつては受渡しが轉賣買戻によつて整理されなかつた残玉についてのみ行はれる事勿論である。

受渡標準値段

受渡しは取引所を経て行はれることを要し、其の事務は取引所に於て行ひ事務を簡易にする爲、受渡標準値段を定めることがあるが單數帳入値段制を採用してゐる處では最終の清算値段が之となる。受渡しは其の目的物の種類によつて一、證券の受渡一、物産の受渡とがある。

證券の受渡

證券は運搬が容易であつて取引所に持込み得るのみならず其の賣買は各銘柄毎に行はれるので、約定證券に名義書換委任狀を添へて引渡をする。

物産の受渡

然るに、物産は大量であつて運搬が困難な爲め、取引所指定倉庫の倉庫證券を以て引渡すのが普通であるのみならず、其の賣買は標準品賣買

であるからA標準品を以て引渡す場合とB代用品を以て引渡す場合があり、而も後者が多い。そして何れの場合にもA證券受渡とB検査受渡がある。

證券受渡

検査受渡

證券受渡とは普通前述の倉庫證券を以て引渡し、検査を省略する場合を云ひ、検査受渡とは検査の上受渡を完了する方法を云ふ。而して代用品を以てする場合には證券記載の等級又は検査の結果定められたる等級により、取引所作成の格付表に對照し格差を決定する。又同格品にても品質によつて格下をすることがある。

受渡場所

物産受渡の場所は取引所の指定したる倉庫であつて小樽取引所指定倉庫は市内に十六、市外に十二ヶ所ある。(銘柄別清算取引にあつては受渡使) (銘柄別清算取引に依り)

受渡日

清算市場に於ける受渡期日は原則として毎月末日(短期清算取引及債券清算取引商) 但し十二月は數日 (小樽は十二月二十日銘柄) 繰上げる。 (別清算取引は二十六日)

代用品差額計算法例

旭川第二區四等米は標準品(旭川第一區四等米)に對し二〇錢の格下を適用せらる。故に今一〇枚(二、二〇〇〇石賣買價額)の賣方が、或る限月に於て同品を以て受渡せ

早受渡

んどすれば二〇、〇〇〇圓より受取り得ないことになる。

長期清算取引の受渡期日は前述の如くであるが、特別事情の爲期日以前に受渡をすることが出来るこれを早受渡と云ふ。例へば株式長期清算取引に於て決算期前後は名義書換停止期の切迫、配當落關係等、或は賣方又は買方の希望により、受渡期日前に於て賣方は約定證券を提供して代金を手形にて受取り、買方は約定代金を提供して約定證券を受取る。

早受渡手形

此の場合の手形を、早受渡手形と稱し、假令買方が約定代金を支拂なくとも、取引所は手形支拂の責任を負ふから、取引所をして賠償の責任を全うせしめるのみならず、株式業者に取つて重要な金融制度である。

第六節 違約處分

意義

取引所に於ける取引は最も敏活に行はねばならないから、其の履行の確實性が保障されねばならぬ。故に其の履行上、苟も不信の行爲ある者に對しては、違約者として制裁を加へねばならぬ。違約處分には受渡違約處分と中間違約處分の二がある。

受渡違約

中間違約

賠償

完全賠償

制限賠償

制裁

受渡違約とは受渡期日に至つて賣買当事者が受渡を履行しないことを云ひ、中間違約とは受渡期日前に於て身元保證金、賣買證據金、賣買差損金、賣買手数料等の支拂を履行しない事を云ふ。

取引所の被違約者に對する賠償の限度は、株式組織取引所に於ては、株式の長期清算取引の如く、全額賠償をなす場合と、取引員の身元保證金及び、賣買證據金の限度に於てなす制限賠償とがあり、會員組織取引所に於ては、凡て制限賠償であつて、先づ賣買證據金を以てし、次に身元保證金を以て補填し、尙不足の際は積立金の限度に於て責に任ずる。

取引所は違約者に對し情狀の如何によつて除名、營業停止、過怠金徴收の、何れかによつて罰を加へる事が出来る。

第七節 取引所の用語

取引所關係の用語は極めて多い。其の最も重要なものは既に述べたが尙此處に新聞、其他の經濟記事、多く用られるものゝ、數種を説明しやう。

仕掛 新規に賣建または買建すること。

仕手 相場の買入を行ふ人を云ひ、賣買取組の關係を仕手から見ても手關係と云ふ。

喰合高 取引所に於ける賣買取組高。

採算賣買 金利又は商品特價に比較して有利に賣付買付すること。

難平 買付けた者が値下り毎に買増しをして、其の平均値段を安くなし置き、値上りの時に賣つて、値下りに依る損失を、回復する事を難平買と云ふ。將來の値上りを見越して買つたものが、見込が違つて値下りに遭つた場合に取る手段である。反對に賣付けたものが賣増しする場合を難平賣と云ふ。

乗換 同一物件の期近物を手仕舞して、期限の長いものを、新に買付、或は賣付ける場合又は或る銘柄を手仕舞して、他の銘柄を買付、或は賣付ける場合を云ふ。

ドテン 買方が其の買約定を賣埋するのみか、更に賣越す事、又、賣方が其の賣約定を買埋するのみか、更に買越す事を云ふ。

兩建 同銘柄同期日の賣建と同時に買建のあること。

押目買 騰貴の趨勢にある相場が、一時下落したことを押目といひ、押目を見計つて買ふ事を押目買といふ。

戻り賣 下落相場が一時的に騰つた場合に賣ること。

利喰 利益計算となつて居る建玉を、轉賣買戻によつて手仕舞つて利益を得ること。

投げ 買玉を損して手仕舞ふこと。

煎れ 賣玉を損して手仕舞ふこと。

踏み 賣買何れでも損をして手仕舞すること。

ドタ 相場が圓位丁度で端數のないこと。

丁 米相場では一錢を一丁といふ習慣あり。

暗相場 清算市場休會中の相場の意、暗氣配とも云ふ。

ブル 買方、強氣、頑張屋の意。

ベア 賣方、弱氣の意。

取引所の機能

取引所に於ては、投機取引が、盛に行はれ、此の取引は賭博と相似るも、全然異なるものである。投機は、市價及需給状態を考慮し、信念に基いて収益を得やうとする取引で、取引物件の相場に影響を來すけれども賭博は偶然の事實の發生、また不發生を條件として、金錢を授受するもので、法律の禁ずる處である。賭博には投機取引の如く、經濟的機能が全然ない。こゝに兩者の根本的差異が存する。

取引所は次の如き機能を有する。

取引所に於ては、賣買の投合に最も必要なる賣買條件は統一せられ、賣買の相手方も亦、一定の資格と信用ある會員、又は取引員に限定せられ、僅少の證據金だけで、賣買することが出來、而も必ずしも、全代金又は現品を必要としない。従つて取引が容易で、大量の需要と供給を集中して、迅速確實に取引することが出来る。

1 大量需給の投合

2 公定相場の作成

取引所では、その取引物件の需給状態に、最も精通した人々が中心となつて、公開の市場に於て取引をする。従つて、其の相場は、世人が感知し得る、現在及將來に於ける、その取引物件の需給關係に及ぼす可き、各般の事情を總て考慮の中に加へて、作成せられるものであつて、最も公正な相場である。取引所の相場が、公定相場といはれるのは之が爲である。取引所の公定相場は、一般經濟界の景況、又は各企業の業態を反映し、商人並に顧客に取引の基準を示し、有價證券に就ては、投資や投機をなす判斷の根據となり、且金融業者の擔保付貸出に際しては、擔保價格算定の基礎ともなる。又そのみならず、商品の生産及配給を指示する作用をなすものである。即ち今日の價格經濟の社會に於ては、生産及配給は、價格を目標として行はれ、價格が高ければ需要多きものとして生産を増し、價格が安ければ、需要少きものとして生産を減ずるものであるから、取引所の公定相場は、やがて商品の需給關係を、生産者に示して、生産を伸縮する基準となる。これ取引所の公定相場が、財界のパロメーターと稱せられる所以である。

3 価格の平準作用

取引所取引にたづさはつて居る人々は、相場の變動を生ず可き事柄に對する、感覺が鋭敏であるから、逸早く諸種の事情を感知して豫め賣買を行ふ。従つて將來突發的に變動すべき相場は徐々に、なし崩し的に起つて來る。そして愈相場が昂騰、若くは下落した時には轉賣買戻が行はれて相場は既に逆の傾向に向ふ。これが價格の平準作用である。

價格の平準作用に關し説明を要するのは、鞘取引である。即ち同じ物件又は銘柄に付いて、同じ時に兩地の取引所の相場に差違がある場合、又は同じ取引所で、受渡期日の遠近によつて、相場に差違がある場合に、安きを買ふと同時に高きを賣つて其の差額を利得する取引である。

鞘取引が行はれる結果、高い方の相場は賣られて安くなり、安い方の相場は買はれて高くなり、兩地又は兩期日の相場は自然平準に歸する。

例

一、場所的取引 新東が東株で一四〇圓、大株で一四二圓である場合に東京で買ふと同時に大阪で賣る。かうすれば其の差額から金利其他の費用を引いた残額は確實に儲る。しかし此の場合には東京で買ひ大阪で賣る人が多くなるから自然兩地の相場は平準して東京では一四一圓に上り大阪では一四一圓に下るだらう。

二、時間的鞘取引 相場は期限の長い程高いのが普通である。かゝる相場を順鞘と云ひ、先安の相場を逆鞘期限の如何にかゝらず同價の相場を同鞘と云ふ。

期米當限二二圓中限二三圓先限二四圓五〇錢と相場が順鞘に建つた場合には當限を買つて先限を賣れば經費を引

4 價格の變動に對する保險作用

いた残額が確實に儲る。

尚鞘取引には米と株或は異なる銘柄の株の間等に行はれる種類別鞘取引とも稱す可きものがある。

取引所は價格の變動に對して、生産者又は商人がその生産品又は商品を保険する爲にも利用せられる。保險の爲に行ふ取引所取引を、掛繋取引 Hedging といひ、賣繋及買繋の二種がある。例へば米問屋が産地で米を買付けると同時に、同量の米を取引所にて賣約定し、紡績會社が綿絲問屋に對して綿絲の賣約定を結ぶと同時に、取引所に原棉の買約定をなすが如きである。かくすれば米の下落による損失は、清算市場に於ける買戻によつて補ひ、又原棉の騰貴による利益減少の危険を、清算市場に於ける賣繋によつて免れることが出来る。尤も物産を實際に受渡するここは、標準品賣買たる關係に、運搬其他に不便が多いので、買付けた米を賣却する毎に清算市場にて同量買戻しするのが通常である。

取引所は、以上の如き職能を有するが、また一方弊害が伴ふ事を免れ得ない。即ち投機取引は、相場の變動によつて利益を得ることを目的とするが故に、投機業者は種々の術策を用ひて、相場を動搖させやうとし

取引所の弊害

たり、時に賣崩、買占等によつて、相場の人爲的變動を來し、市場を攪亂せんとすることあり。また投機取引は少額の證據金にて賣買取引を行ふことが出来るため、一攫千金を夢みて一身を破滅に導くものも少なくない。

實修商事要項 下卷終

昭和九年十月十日印刷
昭和九年七月廿五日發行

實修商事要項 下卷

市立小樽高等實修商科學校教材研究會代表

編者 吉田 彌 之 助

小樽市富岡町一丁目五十六番地

發行所 市立小樽高等實修商科學校
後援

札幌市外苗穂五十番地

印刷者 田中 幸 司



—(品 賣 非)—

終

